

役員退職金規程

学校法人 山村学園

学校法人山村学園 役員退職金規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人山村学園の理事及び監事（以下「役員」という。）が退職（死亡を含む。以下同じ）した場合に、理事会の決議に基づき支給すべき退職金（死亡により退職した場合は弔慰金とし、弔慰金を含む。以下同じ）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金支給の条件)

第2条 退職金は、役員が次の各号の1に該当するときにこれを支給する。

ただし、役員が死亡した場合には、その遺族に支給する。

- (1) 役員が任期満了により退職したとき
- (2) 役員が傷病又は死亡により退職したとき
- (3) 役員がやむを得ない事情と認められた退職のとき

(退職金の計算期間)

第3条 役員の退職金の算定基礎となる期間の計算は、役員に就任した日の属する月から退任した日の属する月までの月数（1月に満たない端数が生じたときは1月）とする。また、再任されたときは、引き続き在任したものとみなす。

ただし、職員と役員を兼務している期間は除外とする。

(退職金の額)

第4条 役員退職金の額は、月額報酬（百円未満は切り上げ）×在任年数（在任年数に1年未満の月数がある場合は、月数により按分する。）の算式により計算される額（千円未満は切り上げ）以内とし、理事会で定める。

ただし、在任期間中に多大の功績があつて、学校法人山村学園の発展向上に寄与した役員に対しては、理事会の議を経て退職金を特別に増額することができる。

(退職金の支給時期)

第5条 役員の退職金は1月以内に支払うものとする。

(実施細則)

第6条 退職金の支給手続きその他必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 7 年 3 月 1 8 日から施行する。

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の改正は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 2 3 日から施行する。